

市営住宅同居承認申請の手続きについて

市営住宅には入居の許可を得た方以外は住むことができませんが、新たに親族(お子さんやご両親など)を同居させたい場合には、同居の申請をすることができます。【家賃が変更となる場合があります。】

下記の同居承認の条件をご確認いただき、必要書類を提出してください。

同居承認の条件

- ① 原則として同居後の世帯収入が、政令月収 15 万 8 千円を超える場合は承認できません。
(※裁量階層世帯は政令月収 21 万 4 千円)
- ② 下記の水戸市営住宅及び特定市営住宅条例第 41 条(1)～(7)に該当した場合は承認できません。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を 3 カ月以上滞納したとき。
 - (3) 市営住宅等又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで引き続き 15 日以上市営住宅等を使用しないとき。
 - (5) 第 13 条(同居の承認、同居者の異動)、第 14 条(入居の承継)及び第 22 条から第 27 条(入居者の保管義務等)までの規定に違反したとき。
 - (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
 - (7) 暴力団員であることが判明したとき。
- ③ 同居する者が名義人の 3 親等以内の親族でない場合は承認できません。
- ④ 同居する者に配偶者がいる場合は、片方のみの同居は承認できません。

同居承認申請に必要な書類

- ① 市営・特定市営住宅同居承認申請書
- ② 同居する者の戸籍謄本等(名義人との関係・配偶者の有無が確認できること)
- ③ 同居する者の住民票(申請時のもので、本籍及び続柄が記載されているもの)
- ④ 同居する者の最新年度の課税証明書(所得、年税額、控除及び扶養等の内訳がわかるもの)
 - ・ 収入がまったくない場合でも、非課税証明書等、それを証明する書類が必要です。
 - ・ 同居する者が 18 歳以上の学生である場合は、在学証明書等が必要です。
- ⑤ 同居する者の納税証明書(完納証明用)等課税されているすべての市町村税が完納していることを証する書類
- ⑥ 前年1月から現在、1月～6月に申請の場合は前々年1月から現在に退職し再就職していない方は、退職証明書(原本)又は雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証のコピー
- ⑦ 障害者手帳等をお持ちの方は、障害者手帳等のコピー(氏名・等級が確認できること)
- ⑧ 同居承認申立書

※上記の①戸籍謄本 ②住民票 ③課税証明書は発行後3ヶ月以内、④納税証明書は発行後1ヵ月以内のものを提出してください。

ご不明な点は下記までお問合せください。

水戸市営住宅指定管理者 一般財団法人茨城県住宅管理センター
水戸センター 管理課 電話 029-297-8360

記入例

様式第 8 号(第 7 条関係)

市営・特定市営住宅同居承認申請書

令和〇年 〇月 〇日

水戸市長 様

名義人の氏名・電話番号を
記入してください。

氏名 **水戸 太郎**
(電話)

同居の承認を下記のとおり申請します。

住宅名	市営・特定市営 住宅 棟 階 号				
入居者名	水戸太郎【名義人の氏名】		現在の入居者数	人	
間取り	例 3DK、2DK 等		床面積	m ²	
同居しようとする者	入居者との関係	氏名	生年月日	勤務先等	年間所得
				電話	円
				電話	円
				電話	円
同居日	年 月 日				
理由	同居申請する理由を簡潔に記入してください。 例：介護するため、結婚したため 等				

同居前の
世帯員数

不明の際は
未記入

新たに同居させる方のみを
記入してください。

添付書類

- 同居させようとする者の戸籍謄本等(名義人との関係・配偶者の有無が確認できること)
- 同居させようとする者の住民票(申請時のもの)
- 同居させようとする者の収入状況を証する書類
 - 収入がまったくない場合でも、非課税証明書等、それを証明する書類が必要です。
 - 同居させようとする者が 18 歳以上の学生である場合は、在学証明書等が必要です。
- 納税証明書(完納証明用)等課税されているすべての市町村税が完納していることを証する書類
- 同居承認申立書